

該当サービス種別	短期入所生活介護・短期入所療養介護・特定施設入居者生活介護・ 地域密着型特定施設入居者生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護・ 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・介護老人保健施設・介護医療院
項目	業務継続計画（研修の実施）
指摘内容	業務継続計画について、定期的な研修が実施されていない事例があった。
改善内容	業務継続計画に関する研修については、1年の内に日時の異なる2回以上の実施が必要です。 ところで、研修内容は、「感染症及び災害について」と規定されていますので、1年の内に、感染症、災害の両方の内容について研修を行っていただく必要があります。この要件を満たすために、たとえば1回目において感染症について実施し、2回目において災害について実施し、合計で2回といった形でも差支えありません。 なお、短期入所生活介護、短期入所療養介護については、1年の内に1回以上の実施と規定されています。よって、短期入所生活介護、短期入所療養介護については、たとえば年1回の実施とする場合には、その1回において感染症、災害の両方の内容について実施する必要があります。もちろん、研修を2回以上実施し、感染症と災害を別の回としても差し支えありません。 上記においては、研修についてのみ記載しましたが、訓練についても、研修と同様にやっていただく必要があります。 【留意いただきたい点】 ・新規採用者に対しては、速やかに研修を実施する必要があります。 ・実施内容の記録が必要です。 ・全ての職員の参加が必要です。全員参加したことがわかるように記録してください。
備考	